

遺失物取得所有權之認領

- 一、依據本校《遺失物處理要點》第 5 條「遺失物逾時未認領作業原則」辦理。
- 二、遺失物價值新臺幣 500 元以下者，自公告招領日起逾 15 日，仍無受領權人認領者，拾得人即取得該遺失物之所有權。
- 三、為辦理相關認領程序，本校統計 114 年 9 月 1 日（一）至 114 年 11 月 14 日（五）期間內曾拾獲新臺幣 500 元以下之項目，請依下列時程辦理認領手續：
- （一）遺失者認領期間：114 年 11 月 19 日（三）至 114 年 12 月 3 日（三）止。
- （二）拾得人領取期間：114 年 12 月 4 日（四）至 115 年 3 月 4 日（三）止。
- （三）領取地點：學務處生活輔導組。
- 四、逾期未認領之物品，其遺失物所有權歸本校所有。
- 五、如有疑問，請洽學務處生活輔導組，分機：298。

敬請留意並相互轉知，感謝您的配合。

學務處 敬啟



114 年 9 月 1 日（一）至 114 年 11 月 14 日（五）價金 500 元（含）以下拾獲清單：

項次	流水號	拾獲月份	金額
1	4	9 月	100 元
2	13	9 月	500 元
3	14	9 月	50 元
4	24	9 月	100 元
5	29	9 月	100 元
6	43	9 月	10 元
7	54	9 月	2 元
8	69	10 月	100 元
9	70	10 月	100 元
10	84	10 月	300 元
11	92	10 月	100 元
12	97	10 月	200 元
13	100	10 月	500 元
14	133	11 月	100 元